

半田市女性のための相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、様々な悩み事を抱える女性に対し、解決の糸口を見つける手助けを目的とした相談事業（以下「相談事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(相談の種別)

第2条 相談事業による相談の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電話相談員による電話相談
- (2) フェミニストカウンセラーによる面接相談
- (3) その他目的達成に必要な相談

(実施時間等)

第3条 相談事業の実施時間等は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 電話相談員による電話相談
午前10時から午後4時まで
 - (2) フェミニストカウンセラーによる面接相談
第1 金曜日 午後3時から午後9時まで
第2 金曜日 午前11時から午後5時まで
第3 金曜日 午後3時から午後9時まで
第4 金曜日 午前11時から午後5時まで
- 2 相談1件あたりの時間は、原則50分以内とする。

(相談事業を実施しない日)

第4条 相談事業を実施しない日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に実施しないことができる。

- (1) 日曜日、水曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(定数)

第5条 相談員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 電話相談員は、30歳以上の女性で、定数は20名以内とし、市長が委嘱する。
- (2) フェミニストカウンセラーは、日本フェミニストカウンセリング学会の認定を受けた30歳以上の女性で、定数は1名とし、市長が委嘱する。

(任期)

第6条 相談員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

(報償)

第7条 市長は、予算の範囲内で相談員に報償金を支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 相談員は、次の事項を誠実に遵守するものとする。

- (1) 相談に関して知り得た内容を他に漏らさないこと。
- (2) 相談や研修に際して、指定された日時に無断で欠席又は遅刻をしないこと。
- (3) 「半田市女性のための相談員」の名称を無断で使用しないこと。

(相談員の解除)

第9条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を解除することができる。

- (1) 委嘱期間が満了したとき。
- (2) 相談員からの辞退の申出があったとき。
- (3) 相談員としての適正を欠くと認められたとき。

附 則

この要領は、平成14年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。